

公園内の禁煙について

令和7年4月 公園愛護会

横浜市では令和7年4月より公園内の喫煙が禁止となっていますのでお知らせします。

(以下横浜市の広報から抜粋)

○ 公園内で喫煙を見かけたらどうすればいいのでしょうか？

お手数をおかけしますが、専用問合せ窓口にご連絡ください。その際に、公園名や喫煙を見かけた時間帯等をお知らせください。必要に応じて、巡回を行うよう調整します。

○ 加熱式たばこは対象となりますか？

今回の条例の禁止行為の対象となるたばこは、たばこ事業法(第二条)による製造たばこ(たばこ税がかかっているもの)が対象となります。加熱式たばこも、製造タバコに含まれますので、対象となります。

○ 公園に常設の喫煙所は設置しないのでしょうか？

公園内に常設の喫煙所は設置しません。

横浜市公園条例一部改正内容について(令和7年4月1日施行)

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) 喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

公園禁煙化お問合せ窓口 045-225-8898

土・日・祝日を含む毎日(年末年始を除く)【4月~5月】8時00分から18時00分まで
【6月~3月】9時00分から17時00分まで